

「みんなで取り組み」建設業の保険加入

～平成24年7月から、新たな取り組みがスタートします～

平成24年7月改訂
※を追加

建設業の社会保険未加入対策の一環として、省令等^(※)の改正が行われました(H24.5.1公布)。

これを受け、次のとおり、新たな取り組みがスタートします。^(※) 建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)
建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件(平成20年国土交通省告示第85号)

(1) 平成24年7月より、保険未加入企業に対する経営事項審査の評価が厳しくなります。

○ 経営事項審査について、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険への未加入企業に対する減点幅が拡大されます。

(3保険すべてに未加入の場合：現行▲60点→改正後▲120点)

※11月より、国・都道府県の建設業担当部局は、経営事項審査時に未加入であることが判明した企業に対しては、加入指導を実施します。

(規則様式第25号の11・第25号の12、告示第1の4の1・付録第2関係)

(2) 平成24年11月より、許可申請書に、保険加入状況を記載した書面の添付が必要となります。

○ 建設業の許可・更新の申請時に、新たに保険加入状況を記載した書面を提出していただきます。

国・都道府県の建設業担当部局は、申請者の保険加入状況を確認し、未加入であることが判明した企業に対しては、加入指導を実施します。

(規則第4条・様式(新)第20号の3関係)

(3) 平成24年11月より、施工体制台帳に、保険加入状況の記載が必要となります。

○ 施工体制台帳に、特定建設業者及び下請企業の保険加入状況を記載していただきます。また、下請企業には、再下請企業の保険加入状況を特定建設業者に通知していただきます。

国・都道府県の建設業担当部局は、営業所への立入検査による保険加入状況の確認を行うとともに、工事現場への立入検査による施工体制台帳等の確認を行い、元請企業による下請企業への指導状況の確認を実施します。

(規則第14条の2・第14条の4関係)